

令和3年度における特定歴史公文書等の保存及び利用の状況について

I 対象施設

公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号。以下「公文書管理法」という。）第2条第3項各号及び公文書等の管理に関する法律施行令（平成22年政令第250号。以下「公文書管理法施行令」という。）第2条第1項各号に規定する「国立公文書館等」（16施設）

- 公文書管理法第2条第3項第1号
独立行政法人国立公文書館の設置する公文書館（以下単に「国立公文書館」という。）
- 公文書管理法第2条第3項第2号
行政機関の施設及び独立行政法人等の施設であって、前号に掲げる施設に類する機能を有するものとして政令で定めるもの

（公文書管理法施行令第2条第1項）

第1号 宮内庁の施設であって、法第15条から第27条までの規定による特定歴史公文書等の管理を行う施設として宮内庁長官が指定したもの

宮内庁書陵部図書課宮内公文書館（以下「宮内公文書館」という。）

第2号 外務省の施設であって、法第15条から第27条までの規定による特定歴史公文書等の管理を行う施設として外務大臣が指定したもの

外務省大臣官房総務課外交史料館（以下「外交史料館」という。）

第3号 独立行政法人等の施設であって、法第15条から第27条までの規定による特定歴史公文書等の適切な管理を行うために必要な設備及び体制が整備されていることにより法第2条第3項第1号に掲げる施設に類する機能を有するものとして内閣総理大臣が指定したもの

国立大学法人北海道大学大学文書館公文書室（以下「北海道大学」という。）

国立大学法人東北大学学術資源研究公開センター史料館公文書室（以下「東北大学」という。）

国立大学法人筑波大学アーカイブズ（以下「筑波大学」という。）

国立大学法人東京大学文書館（以下「東京大学」という。）

国立大学法人東京外国語大学文書館（以下「東京外国語大学」という。）

国立大学法人東京工業大学博物館資料館部門公文書室（以下「東京工業大学」という。）

国立大学法人東海国立大学機構大学文書資料室（以下「東海国立大学機構」という。）

国立大学法人京都大学大学文書館（以下「京都大学」という。）

国立大学法人大阪大学アーカイブズ（以下「大阪大学」という。）

国立大学法人神戸大学大学文書史料室（以下「神戸大学」という。）

国立大学法人広島大学文書館（以下「広島大学」という。）

国立大学法人九州大学大学文書館（以下「九州大学」という。）

日本銀行金融研究所アーカイブ（以下「日銀アーカイブ」という。）

II 対象期間

令和3年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）
時点を問うものは、令和4年3月31日時点の状況

III 報告の概要

公文書管理法は、行政文書等の適正な管理、歴史資料として重要な公文書その他の文書（以下「歴史公文書等」という。）の適切な保存及び利用等を図り、国及び独立行政法人等の有するその諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務を全うされるようにするため、公文書等のライフサイクルに沿った基本的な管理のルールを定めている。

このうち、歴史公文書等の適切な保存及び利用等に係るルールとして、国立公文書館等においては、歴史公文書等について、

- ① 行政機関からの移管（第8条第1項）
- ② 独立行政法人等からの移管（第11条第4項）
- ③ 国の機関（行政機関を除く。）からの移管（第14条第4項）
- ④ 法人その他の団体（国及び独立行政法人等を除く。）又は個人からの寄贈又は寄託（第2条第7項第4号）による受入れ

を行い、「特定歴史公文書等」として永久に保存するとともに、国民から利用の請求があった場合には、これを利用させなければならないこと等が規定されている。

1 保存の状況

(1) 特定歴史公文書等の所蔵件数及び目録の記載状況

国立公文書館等の長は、受け入れた特定歴史公文書等について、その内容、保存状態、時の経過、利用の状況等に応じ、適切な保存及び利用を確保するために必要な場所において、適切な記録媒体により、識別を容易にするための措置を講じた上で、永久に保存しなければならないとされている（公文書管理法第15条第1項及び第2項）。

「特定歴史公文書等の保存、利用及び廃棄に関するガイドライン」（平成23年4月1日内閣総理大臣決定。以下「特定歴史公文書等ガイドライン」という。）では、行政機関及び独立行政法人等から受入れを行った歴史公文書等は、生物被害への対処、簡単な措置（例えば、ドライクリーニング、しわ伸ばし、不要な付せん・クリップ・ホチキスの針の取外し、綴じ直し）、電子媒体へのコンピュータウイルス対策、電磁的記録の見読性を確保するための媒体変換等、保存に必要な措置を施した上で、識別番号の付与、利用制限事由の該当性の事前審査を行い、目録を作成した上で、原則1年以内に排架を行うこととされている（第2章第1節第3条(留意事項)）。また、法人若し

くはその他の団体又は個人から受入れを行った歴史公文書等については、利用の制限に関する設定を済ませた後は、行政機関及び独立行政法人等から受け入れた場合と同様、生物被害への対処、簡単な措置（綴じ直し、しわ伸ばし、不要な付せん・クリップ・ホチキスの針の取外し等）、電子媒体へのコンピュータウイルス対策、電磁的記録の見読性を確保するための媒体変換等、保存に必要な措置を施し、識別番号の付与を行い、目録を作成した上で、原則1年以内に排架を行うこととされている（第2章第1節第4条（留意事項））。

令和4年3月31日時点において、国立公文書館等において所蔵されている特定歴史公文書等は、表1のとおり、合計で2,232,180件である。このうち、2,188,684件（98.1%）は既に目録に記載され排架されており、その媒体の種別をみると、「文書又は図画」が2,176,805件（99.5%）と大多数を占めており、「電磁的記録」は11,145件（0.5%）となっている。

令和2年度と比べると、総所蔵数が80,751件（対前年度比3.8%）の増加、目録に記載され排架されているものが51,626件（対前年度比2.4%）の増加となり、そのうち媒体別では「文書又は図画」が49,971件（対前年度比2.3%）、「電磁的記録」は1,647件（対前年度比17.3%）の増加となっている。

なお、国立公文書館等において所蔵されているもののうち、目録に記載されていないものが43,496件（1.9%）ある。目録に記載されていない理由としては、外部から寄贈・寄託された文書の分類・整理や目録の作成に時間を要していることや、令和3年度に移管されたものであって、令和4年3月31日時点では受入れからまだ1年を経過しておらず、保存のために必要な措置等を行っていることなどがある。

表 1 所蔵件数及び目録の記載状況

(単位：件)

施設名	特定歴史公文書等の総所蔵件数						
		目録に記載された件数				目録未記載の件数	
		媒体の種別			その他		うち令和3年度 移管等受入れ
文書又は図画	電磁的記録						
国立公文書館	1,605,127	1,586,344	1,581,554	4,607	183	18,783	18,783
宮内公文書館	95,023	95,023	95,015	8	0	0	0
外交史料館	113,859	113,842	113,842	0	0	17	17
北海道大学	11,125	11,074	11,074	0	0	51	51
東北大学	12,222	12,222	12,108	114	0	0	0
筑波大学	16,185	11,125	10,949	146	30	5,060	5,060
東京大学	11,843	10,267	10,041	226	0	1,576	122
東京外国語大学	21,700	6,606	6,499	107	0	15,094	15,094
東京工業大学	692	692	690	2	0	0	0
東海国立大学機構	37,642	37,642	37,491	151	0	0	0
京都大学	88,751	86,335	86,335	0	0	2,416	403
大阪大学	13,552	13,552	13,458	94	0	0	0
神戸大学	58,627	58,627	56,610	1,603	414	0	0
広島大学	22,518	22,518	21,974	540	4	0	0
九州大学	15,069	14,570	14,469	0	101	499	499
日銀アーカイブ	108,245	108,245	104,696	3,547	2	0	0
令和3年度 合計	2,232,180	2,188,684	2,176,805	11,145	734	43,496	40,029
総所蔵件数に占める割合	100.0%	98.1%	—	—	—	1.9%	1.8%
目録記載件数に占める割合	—	100.0%	99.5%	0.5%	0.0%	—	—
令和2年度 合計	2,151,429	2,137,058	2,126,834	9,498	726	14,371	6,276
総所蔵件数に占める割合	100.0%	99.3%	—	—	—	0.7%	0.3%
目録記載件数に占める割合	—	100.0%	99.5%	0.4%	0.0%	—	—

(注)「その他」は写真原板、パネル等である。

(2) 利用制限区分の状況

国立公文書館等では、特定歴史公文書等ガイドラインに基づき、受け入れた特定歴史公文書等について、利用制限事由の該当性に関する事前審査を行い、利用制限区分を決定した上で、一般の利用に供している。また、利用請求があった場合等には、「要審査」（事前審査が完了しておらず、利用制限事由の該当性の有無の審査が必要なもの）文書等の審査を行い、随時、目録上の利用制限区分の変更を行っている。

表2のとおり、目録に記載された特定歴史公文書等 2,188,684 件のうち、事前審査等を行った結果、「全部利用」（特定歴史公文書等の全てが利用可能なもの）とされているものは 1,018,489 件（46.5%）、「一部利用」（特定歴史公文書等の一部に利用制限事由が含まれるもの）とされているものは 50,970 件（2.3%）、「全部利用制限」（特定歴史公文書等の全部が利用制限事由に該当するもの）とされているものは 87,561 件（4.0%）であり、合計 1,157,020 件（52.9%）が審査を完了している。また、「要審査」とされているものは 1,031,664 件（47.1%）となっている。

なお、令和2年度と比べ、審査済みの件数は、6,790件(対前年度比0.6%)の増加となっている。

表2 利用制限区分の状況

(単位：件)

施設名	目録に記載された件数(再掲)					
	利用制限区分の別					要審査
	審査済み				(総計)	
全部利用	一部利用	全部利用制限				
国立公文書館	1,586,344	859,710	7,807	82,923	950,440	635,904
宮内公文書館	95,023	50,868	2,758	87	53,713	41,310
外交史料館	113,842	62,065	7,135	0	69,200	44,642
北海道大学	11,074	1,808	16	1	1,825	9,249
東北大学	12,222	1,322	70	0	1,392	10,830
筑波大学	11,125	1,011	5,139	41	6,191	4,934
東京大学	10,267	2,454	119	941	3,514	6,753
東京外国語大学	6,606	748	0	0	748	5,858
東京工業大学	692	28	101	0	129	563
東海国立大学機構	37,642	1,186	128	12	1,326	36,316
京都大学	86,335	5,382	17,969	0	23,351	62,984
大阪大学	13,552	401	32	0	433	13,119
神戸大学	58,627	28,355	9,334	3,149	40,838	17,789
広島大学	22,518	1,492	265	0	1,757	20,761
九州大学	14,570	783	8	407	1,198	13,372
日銀アーカイブ	108,245	876	89	0	965	107,280
令和3年度 合計	2,188,684	1,018,489	50,970	87,561	1,157,020	1,031,664
(割合)	100.0%	46.5%	2.3%	4.0%	52.9%	47.1%
令和2年度 合計	2,137,058	1,013,908	48,962	87,360	1,150,230	986,828
(割合)	100.0%	47.4%	2.3%	4.1%	53.8%	46.2%

(注) 「割合」は、目録に記載された件数に占める割合を表す。

2 移管等受入れの状況

令和3年度に国立公文書館等が受け入れた特定歴史公文書等は、表3のとおり、68,254件(総所蔵件数の3.1%)となっている。

その内訳をみると、①行政機関から移管されたものが44,338件(65.0%)、②独立行政法人等から移管されたものが18,425件(27.0%)、③司法機関から移管されたものが1,551件(2.3%)、④民間その他の団体等から寄贈・寄託されたものが3,940件(5.8%)であった。

表3 移管等受入れ件数

(単位：件)

施設名	移管等受入れ件数				
	移管元機関の別				
	行政機関	独立行政法人等	司法機関	民間その他の団体等	
国立公文書館	44,590	42,718	7	1,551	314
宮内公文書館	456	456			0
外交史料館	1,164	1,164			0
北海道大学	51		51		0
東北大学	882		882		0
筑波大学	5,287		4,933		354
東京大学	431		431		0
東京外国語大学	15,281		15,281		0
東京工業大学	190		190		0
東海国立大学機構	418		418		0
京都大学	8,101		4,963		3,138
大阪大学	1,269		1,269		0
神戸大学	1,986		1,893		93
広島大学	304		304		0
九州大学	499		499		0
日銀アーカイブ	2,439		2,398		41
令和3年度合計	83,348	44,338	33,519	1,551	3,940
(割合)	100.0%	53.2%	40.2%	1.9%	4.7%
令和2年度合計	39,475	22,702	13,537	1,582	1,654
(割合)	100.0%	57.5%	34.3%	4.0%	4.2%

- (注) 1 「割合」は、移管等受入れ件数に占める割合を表す。
 2 斜線部分は、制度上、当該移管元機関からの移管が想定されない場合を表す。
 3 立法機関については、移管の定めが未締結のため、移管受入れはない。
 4 行政機関等からの報告による「行政文書の管理の状況」「法人文書の管理の状況」上の移管数との相違については、行政機関等では行政(法人)文書ファイル管理簿上のファイル数で計上しているのに対し、本表では目録に記載された特定歴史公文書等の単位(識別番号単位)ごとに計上しているためである。

3 利用請求及び処理の状況

(1) 利用請求件数

国立公文書館等の長は、当該国立公文書館等において保存されている特定歴史公文書等について目録の記載に従い利用の請求があった場合には、利用制限事由に該当する場合を除き、これを利用させなければならないこととされている(公文書管理法第16条第1項)。

令和3年度中に、国立公文書館等になされた利用請求は、表4のとおり、7,656件であり、令和2年度と比べて1,282件(対前年度比20.1%)の増加となっている。

なお、個人に関する情報が記録されている特定歴史公文書等に対して本

人から利用請求があった場合については、公文書管理法第 17 条に別途の取扱いが規定されており、当該規定による本人請求として取り扱ったものは 7 件となっている。

また、これらの利用請求とは別に、特定歴史公文書等に移管した行政機関の長又は独立行政法人等がそれぞれの所掌事務又は業務を遂行するために必要であるとして当該特定歴史公文書等の利用を請求する場合については、公文書管理法第 24 条に移管元行政機関等による利用の特例が規定されており、当該特例による利用請求が 4,227 件行われている。

表 4 利用請求件数

(単位：件)

施設名	利用請求件数（移管元行政機関等による利用の特例を除く）				（参考）移管元行政機関等による利用の特例の件数	
			うち本人からの利用請求の件数			
年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度
国立公文書館	3,061	2,933	7	8	202	250
宮内公文書館	410	585	0	0	1,820	1,635
外交史料館	1,675	1,402	0	0	387	132
北海道大学	4	88	0	0	2	4
東北大学	115	25	0	0	15	7
筑波大学	13	2	0	0	0	0
東京大学	82	2	0	0	22	0
東京外国語大学	0	7	0	0	0	0
東京工業大学	88	0	0	0	0	0
東海国立大学機構	79	72	0	0	14	593
京都大学	1,378	919	0	0	249	111
大阪大学	124	2	0	0	34	2
神戸大学	317	172	0	0	29	24
広島大学	25	9	0	0	230	31
九州大学	79	58	0	0	0	0
日銀アーカイブ	206	98	0	0	1,223	2,115
合計	7,656	6,374	7	8	4,227	4,904

(2) 利用請求の処理状況

国立公文書館等の長は、利用請求があった特定歴史公文書等について、公文書管理法第 16 条第 1 項第 1 号から第 5 号までに掲げる利用制限事由に該当するかどうかを審査した上で、利用の可否について決定（利用請求に対する処分。以下「利用決定」という。）を行うこととなる。

表 5 のとおり、令和 3 年度になされた利用請求及び前年度に利用請求があったもので処理中であった 9,153 件に対し、7,213 件（78.8%）が利用決定によりその処理を完了（処理済み）しており、令和 4 年 3 月 31 日時点において、処理が完了していないもの（処理中）は 1,597 件（17.4%）となっている。

表5 利用請求の処理状況

(単位：件)

施設名	利用請求件数 (再掲)	令和2年度に利用 請求があり、繰り越 されたもの	利用請求の処理状況		
			処理済み	取下げ	処理中
国立公文書館	3,061	319	2,993	16	371
宮内公文書館	410	79	446	0	43
外交史料館	1,675	1,094	1,270	327	1,172
北海道大学	4	0	4	0	0
東北大学	115	0	115	0	0
筑波大学	13	0	13	0	0
東京大学	82	0	82	0	0
東京外国語大学	0	0	0	0	0
東京工業大学	88	0	88	0	0
東海国立大学機構	79	0	79	0	0
京都大学	1,378	0	1,378	0	0
大阪大学	124	0	124	0	0
神戸大学	317	0	317	0	0
広島大学	25	0	25	0	0
九州大学	79	0	79	0	0
日銀アーカイブ	206	5	200	0	11
令和3年度合計	9,153		7,213	343	1,597
(割合)	100.0%		78.8%	3.7%	17.4%
令和2年度合計	8,166		6,330	339	1,497
(割合)	100.0%		77.5%	4.2%	18.3%

(注) 1 「取下げ」は、利用決定前に利用請求者が利用請求を取り下げたことにより、その処理を完了しているものを表す。

2 「割合」は、利用請求件数（繰り越されたものを含む。）に占める割合を表す。

4 利用決定の状況

(1) 利用決定件数

令和3年度には、表6のとおり、7,265件の利用決定が行われており、その内訳をみると、全部利用決定(全部を利用できる旨の決定)は5,652件(77.8%)、一部利用決定(利用制限情報を除いた部分を利用できる旨の決定)は1,609件(22.1%)となっている。また、形式不備により全部利用制限とした決定が4件(0.1%)あった。

また、一部利用決定がなされた1,609件について、利用制限事由の内訳をみると、個人に関する情報(公文書管理法第16条第1項第1号イ及び第2号イ)が1,123件(69.8%)と最も多く、次いで国の安全等に関する情報(同項第1号ハ)471件(29.3%)、法人等に関する情報(同項第1号ロ及び第2号ロ)189件(11.7%)、公共の安全等に関する情報(同項第1号ニ)170件(10.6%)となっている。

は、期限内に利用決定がなされたものは1,794件(24.7%)、期限を超過したものは1件(0.01%)であった。

上記の期限超過1件は、国立公文書館で発生した事案であるが、これは特例延長を適用し60日以内に利用決定するとした相当の部分について、期限を超過していたことが利用請求者からの問合せにより判明したものである。期限の確認が不十分であったことから発生したため、同様の事案の再発を防止するために、利用決定期限に近い文書をより正確に把握できるように進捗管理方法を改善している。

表7 利用決定までの期間

(単位:件)

施設名	利用決定件数(再掲)										
	延長をしなかったもの					30日以内の延長			特例延長		
		即日	30日以内	期限超過		期限内	期限超過		期限内	期限超過	
国立公文書館	3,045	2,546	631	1,915	0	30	30	0	469	468	1
宮内公文書館	446	328	0	328	0	44	44	0	74	74	0
外交史料館	1,270	18	0	18	0	0	0	0	1,252	1,252	0
北海道大学	4	4	0	4	0	0	0	0	0	0	0
東北大学	115	115	18	97	0	0	0	0	0	0	0
筑波大学	13	13	0	13	0	0	0	0	0	0	0
東京大学	82	82	0	82	0	0	0	0	0	0	0
東京外国語大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東京工業大学	88	88	0	88	0	0	0	0	0	0	0
東海国立大学機構	79	79	53	26	0	0	0	0	0	0	0
京都大学	1,378	1,378	0	1,378	0	0	0	0	0	0	0
大阪大学	124	124	14	110	0	0	0	0	0	0	0
神戸大学	317	317	255	62	0	0	0	0	0	0	0
広島大学	25	25	0	25	0	0	0	0	0	0	0
九州大学	79	79	0	79	0	0	0	0	0	0	0
日銀アーカイブ	200	192	0	192	0	8	8	0	0	0	0
令和3年度合計	7,265	5,388	971	4,417	0	82	82	0	1,795	1,794	1
(割合)	100.0%	74.2%	13.4%	60.8%	0.0%	1.1%	1.1%	0.0%	24.7%	24.7%	0.01%
令和2年度合計	6,352	4,435	1,794	2,641	0	84	84	0	1,833	1,821	12
(割合)	100.0%	69.8%	28.2%	41.6%	0.0%	1.3%	1.3%	0.0%	28.9%	28.7%	0.2%

(注) 「割合」は、利用決定件数に占める割合を表す。

イ 30日以内の延長をした理由

特定歴史公文書等ガイドラインでは、事務処理上の困難その他の正当な理由があるときは、利用決定する期限を30日以内に限り延長することができることとされている(第3章第1節第15条第3項)。

令和3年度に30日以内の延長を行った82件について、その適用理由をみると、表8のとおり、利用請求の対象となった文書が大量であることにより審査に時間を要したものが24件(29.3%)、審査が困難で時間を要したものが57件(69.5%)であった。

表 8 30 日以内の延長をした理由

(単位：件)

施設名	30日以内の延長を行った件数(再掲)					
		対象文書が大量	審査が困難で時間を要した	第三者からの意見書提出に時間を要した	複製物の作成に時間を要した	その他の理由
国立公文書館	30	3	26	0	1	0
宮内公文書館	44	20	24	0	0	0
外交史料館	0	0	0	0	0	0
北海道大学	0	0	0	0	0	0
東北大学	0	0	0	0	0	0
筑波大学	0	0	0	0	0	0
東京大学	0	0	0	0	0	0
東京外国語大学	0	0	0	0	0	0
東京工業大学	0	0	0	0	0	0
東海国立大学機構	0	0	0	0	0	0
京都大学	0	0	0	0	0	0
大阪大学	0	0	0	0	0	0
神戸大学	0	0	0	0	0	0
広島大学	0	0	0	0	0	0
九州大学	0	0	0	0	0	0
日銀アーカイブ	8	1	7	0	0	0
令和3年度合計	82	24	57	0	1	0
(割合)	100.0%	29.3%	69.5%	0.0%	1.2%	0.0%
令和2年度合計	84	46	37	0	0	1
(割合)	100.0%	54.8%	44.0%	0.0%	0.0%	1.2%

(注) 1 1件の延長を行った理由が複数ある場合があるため、各理由別件数の合計は、延長件数(合計)とは必ずしも一致しない。

2 「割合」は、30日以内の延長をした件数に占める割合を表す。

ウ 特例延長の処理状況

特定歴史公文書等ガイドラインでは、利用請求に係る特定歴史公文書等が著しく大量で、利用請求があった日から60日以内にその全てについて利用決定をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合、60日以内に相当の部分につき利用決定をし、残りの部分については相当の期間内に利用決定をすることができるとしている(第3章第1節第15条第4項)。

上記の特例延長を適用して行われた利用決定は1,795件あり、その利用決定までの処理状況をみると、表9のとおり、205件(11.4%)については利用請求から60日以内に利用決定がなされ、利用決定が61日から90日以内に行われたものが38件(2.1%)、91日から半年以内が160件(8.9%)、半年超から1年以内が1,171件(65.2%)となっており、1年を超えたものが221件(12.3%)という状況であった。

表9 特例延長の処理状況

(単位:件)

施設名	特例延長を行った件数(再掲)					
	利用請求から利用決定までに要した日数					
	60日以内	61日～90日	91日～半年	半年超～1年	1年超	
国立公文書館	469	154	37	108	93	77
宮内公文書館	74	29	0	6	39	0
外交史料館	1,252	22	1	46	1,039	144
北海道大学	0	0	0	0	0	0
東北大学	0	0	0	0	0	0
筑波大学	0	0	0	0	0	0
東京大学	0	0	0	0	0	0
東京外国語大学	0	0	0	0	0	0
東京工業大学	0	0	0	0	0	0
東海国立大学機構	0	0	0	0	0	0
京都大学	0	0	0	0	0	0
大阪大学	0	0	0	0	0	0
神戸大学	0	0	0	0	0	0
広島大学	0	0	0	0	0	0
九州大学	0	0	0	0	0	0
日銀アーカイブ	0	0	0	0	0	0
令和3年度合計	1,795	205	38	160	1,171	221
(割合)	100.0%	11.4%	2.1%	8.9%	65.2%	12.3%
令和2年度合計	1,833	351	50	133	1,006	293
(割合)	100.0%	19.1%	2.7%	7.3%	54.9%	16.0%

(注) 「割合」は、特例延長を行った件数に占める割合を表す。

5 利用の状況

国立公文書館等における特定歴史公文書等の利用の方法については、公文書管理法第19条及び公文書管理法施行令第24条に基づき、次に掲げる方法のうち国立公文書館等の長が利用等規則で定める方法とされている。

- ① 文書又は図画の閲覧又は写しの交付
- ② 電磁的記録を専用機器により再生又は映写したものの閲覧、視聴又は聴取
- ③ 電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧又は交付
- ④ 電磁的記録を電磁的記録媒体に複製したものの交付

国立公文書館等における特定歴史公文書等の利用の状況をみると、表10のとおり、利用件数6,275件のうち、閲覧・視聴・聴取によるものが3,307件、写しの交付によるものが2,968件となっている。なお、利用件数は令和2年度と比べて、1,349件(対前年度比27.4%)の増加となっている。

表 10 利用の状況

(単位:件)

施設名	利用件数		
		閲覧視聴聴取	写しの交付
国立公文書館	2,417	466	1,951
宮内公文書館	239	228	11
外交史料館	20	15	5
北海道大学	4	1	3
東北大学	725	410	315
筑波大学	13	13	0
東京大学	129	114	15
東京外国語大学	0	0	0
東京工業大学	88	88	0
東海国立大学機構	102	93	9
京都大学	1,715	1,378	337
大阪大学	125	124	1
神戸大学	375	253	122
広島大学	25	25	0
九州大学	79	79	0
日銀アーカイブ	219	20	199
令和3年度合計	6,275	3,307	2,968
令和2年度合計	4,926	1,964	2,962

(注) 令和3年度中に利用決定がなされていても、同年度中に利用請求者が利用していない場合があるため、合計数は利用決定件数(表6:7,265件)を満たしていない。

6 審査請求の状況

利用請求に対する処分又は利用請求に係る不作為について不服がある者は、国立公文書館等の長に対し、行政不服審査法(平成26年法律第68号)による審査請求をすることができる(公文書管理法第21条第1項)。

また、この審査請求がなされた場合、当該審査請求を受けた国立公文書館等の長は、①審査請求が不適法であり却下する場合、②全部利用決定に変更する場合を除き、公文書管理委員会に諮問しなければならないとされている(同条第4項)。

令和3年度には、利用請求に対する処分に係る審査請求は、表11のとおり、国立公文書館で1件、宮内公文書館で1件、外交史料館で1件であった。

表 11 審査請求の処理件数

(単位:件)

年 度	施 設 名	利用請求に対する処分に係る審査請求												
		審査請求件数			処理件数						公文書管理委員会に諮問した事件			
		継続	新規		却下	処理中	諮問準備中	全部利用に変更	諮問中	決定準備中	裁決済み	答申と異なる裁決	諮問の取下げ	
令和3年度	国立公文書館	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0
	宮内公文書館	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0
	外交史料館	1	0	1	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0
令和2年度	国立公文書館	1	0	1	1	0	1	0	0	1	0	0	0	0
	宮内公文書館	1	1	0	1	0	1	0	0	1	0	0	0	0

(注) 「裁決済み」とは、審査請求を受けた国立公文書館等の長が、公文書管理法第 21 条第 4 項に基づき公文書管理委員会に諮問し、その答申を受けて行う審査請求に対する裁決（行政不服審査法第 44 条）がなされていることをいう。

7 訴訟の状況

令和 3 年度において、国立公文書館等の長が行った利用請求に対する処分又は利用請求に係る不作為に対する訴訟はなかった。

8 利用の促進の状況

国立公文書館等の長は、特定歴史公文書等について、展示その他の方法により積極的に一般の利用に供するよう努めなければならないとされている（公文書管理法第 23 条）。

(1) 簡便な方法による利用の状況

特定歴史公文書等ガイドラインでは、特定歴史公文書等の一層の利用を図るため、公文書管理法第 16 条第 1 項に基づく利用請求の手続を経なくとも、利用可能な範囲で随時、簡便に利用できる仕組みを整えておくことが望ましいとしている（第 3 章第 2 節第 22 条第 1 項(留意事項)）。

国立公文書館等における簡便な方法による利用の実施状況をみると、表 12 のとおり、25,634 件が簡便な方法によって利用に供されており、令和 2 年度と比べると、5,937 件（対前年度比 30.1%）の増加となっている。利用方法の内訳としては、閲覧による利用が 23,568 件（91.9%）、複写物の提供による利用が 2,066 件（8.1%）となっている。

表 12 簡便な方法による利用の状況

(単位:件)

施設名	簡便な方法により利用に供した件数		
	閲覧件数	複写物の提供件数	
国立公文書館	10,483	10,389	94
宮内公文書館	4,114	3,709	405
外交史料館	10,163	8,623	1,540
北海道大学	79	79	0
東北大学	280	265	15
筑波大学	165	165	0
東京大学	76	76	0
東京外国語大学	21	21	0
東京工業大学	0	0	0
東海国立大学機構	118	118	0
京都大学	0	0	0
大阪大学	7	7	0
神戸大学	3	3	0
広島大学	1	1	0
九州大学	124	112	12
日銀アーカイブ	0	0	0
令和3年度合計	25,634	23,568	2,066
(割合)	100.0%	91.9%	8.1%
令和2年度合計	19,697	18,997	700
(割合)	100.0%	96.4%	3.6%

(注) 「割合」は、簡便な方法による利用に供した件数に占める割合を表す。

(2) 複製物の作成の状況

特定歴史公文書等ガイドラインでは、特定歴史公文書等の保存及び利便性の向上のために、それぞれの特定歴史公文書等の内容、保存状態、時の経過、利用の状況等を踏まえ、適切な記録媒体による複製物を作成するとしている。特に、劣化が進行し、利用に際して破損を招く可能性のある特定歴史公文書等については、早い段階で複製物を作成し、適切な保存と利用の両立を図ることが重要であるとしている。また、電磁的記録による複製物を作成することは、インターネットの利用等により、国民が特定歴史公文書等に触れる機会を提供することにもつながるとしている（第2章第2節第7条(留意事項)）。

国立公文書館等において利用に供されている特定歴史公文書等の複製物の作成状況をみると、表13のとおり、令和3年度に新規作成された件数は、文書又は図画から紙媒体の複製を作成したものが63件、文書又は図画から電磁的記録の複製を作成したものが32,396件、電磁的記録から電磁的記録の複製を作成したものが256件となっている。

表 13 複製物の作成の状況

(単位:件、冊、コマ)

施設名	複製物作成件数											
	(元の資料が)文書又は図画											(元の資料が)電磁的記録
	紙媒体の複製を作成						電磁的記録の複製を作成				電磁的記録の複製を作成	
	令和3年度末までに複製が作成された資料の件数(累計)		うち、令和3年度に新規に複製が作成された資料の件数		複製によりできた紙媒体の冊数		令和3年度末までに複製が作成された資料の件数(累計)		うち、令和3年度に新規に複製が作成された資料の件数		複製によりできた電磁的記録のコマ数	うち、令和3年度に新規作成
国立公文書館	380,660	380,660	0	0	0	0	380,660	32,920,456	30,035	2,105,603	0	0
宮内公文書館	12,069	12,068	0	0	0	0	12,068	854,216	1,680	92,969	1	1
外交史料館	45,594	45,594	0	0	0	0	45,594	10,209,216	391	106,853	0	0
北海道大学	84	84	84	84	3	3	0	0	0	0	0	0
東北大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
筑波大学	54	0	0	0	0	0	0	0	0	0	54	13
東京大学	296	296	0	0	0	0	296	157,501	59	22,698	0	0
東京外国語大学	71	71	0	0	0	0	71	17,943	33	12,078	0	0
東京工業大学	99	99	0	0	0	0	99	23,772	9	3,716	0	0
東海国立大学機構	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
京都大学	23,874	23,874	18,190	1,052	57	50	5,684	79,742	8	3,346	0	0
大阪大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
神戸大学	1,033	1,031	17	17	0	0	1,014	27,415	85	3,620	2	0
広島大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
九州大学	175	175	95	95	3	3	80	80	80	80	0	0
日銀アーカイブ	12,780	9,383	9,306	10,370	0	0	77	0	16	2,247	3,397	242
令和3年度 合計	476,789	473,335	27,692	11,618	63	56	445,643	44,290,341	32,396	2,353,210	3,454	256
令和2年度 合計	438,939	435,413	-	-	-	-	-	-	-	-	3,526	84

(注) 1 本表は、目録に記載された特定歴史公文書等の複製物の作成状況を表す。

2 1件の特定歴史公文書等について、紙による複製物が作成された場合には、その作成された簿冊単位で「冊数」をカウントし、マイクロフィルム化又はデジタル化による複製物が作成された場合には、その作成されたコマ単位で「コマ数」をカウントしている。

(3) デジタルアーカイブの実施状況

特定歴史公文書等ガイドラインでは、国立公文書館等は、特定歴史公文書等のデジタル画像等の情報をインターネットの利用により公開すること等の方法により、積極的に一般の利用に供するよう努めなければならないとされている（第3章第2節第22条第2項）。

国立公文書館等において、特定歴史公文書等のデジタル画像等の情報を提供するための方法として、ウェブページ等により不特定多数の者がアクセスし利用することが可能な、いわゆるデジタルアーカイブの実施状況をみると、表14のとおり、実施しているのは、国立公文書館、宮内公文書館、外交史料館、東京大学、京都大学、神戸大学及び日銀アーカイブの7館となっている。

令和3年度における特定歴史公文書等の提供数は406,179件、33,683,784コマであり、これに対して、年間で1,054,157件のアクセスがあった。

なお、デジタルアーカイブへの特定歴史公文書等の提供件数については、令和2年度と比べると、件数で39,424件（対前年度比10.7%）、コマ数で2,232,572コマ（対前年度比7.1%）の増加となっている。

表 14 デジタルアーカイブの実施状況

(単位：件、コマ)

施設名	デジタルアーカイブ						
	実施の有無	特定歴史公文書等の提供件数		特定歴史公文書等の提供コマ数		年間アクセス件数	
年度	令和3年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度
国立公文書館	有	380,787	350,741	32,935,651	30,830,020	575,936	1,117,313
宮内公文書館	有	8,541	6,697	494,966	406,975	348,797	305,665
外交史料館	有	709	709	1,536	1,536	52,977	39,314
北海道大学	無	—					
東北大学	無	—					
筑波大学	無	—					
東京大学	有	9,531	1,980	152,469	116,870	74,060	88,636
東京外国語大学	無	—					
東京工業大学	無	—					
東海国立大学機構	無	—					
京都大学	有	5,684	5,718	79,742	76,438	不明	不明
大阪大学	無	—					
神戸大学	有	860	860	15,714	15,714	929	1,477
広島大学	無	—					
九州大学	無	—					
日銀アーカイブ	有	67	50	3,706	3,659	1,458	1,397
合計	—	406,179	366,755	33,683,784	31,451,212	1,054,157	1,553,802

(注) 京都大学のデジタルアーカイブは、アクセス統計機能を有していないため、年間アクセス件数の値を「不明」としている。

(4) 展示会及び見学会の開催状況

特定歴史公文書等ガイドラインでは、特定歴史公文書等の利用の促進を図るため、展示会の開催や館内の見学会等の取組を行い、国民が歴史公文書等に触れる機会を数多く用意することで、国民の特定歴史公文書等への関心を高めることも重要であるとしている（第3章第2節第23条（留意事項））。

国立公文書館等において、令和3年度に開催された展示会（主催又は共催の展示、外部展示等を含む。）は、表15のとおり、48回であり、合わせておよそ188,496人が来場している。また、見学会は88回開催しており、570人の見学者を受け入れている。

なお、令和2年度と比べて、展示会の入場者数は83,362人（対前年度比79.3%）の増加、見学会の入場者数は115人（対前年度比25.3%）の増加となっている（展示会の開催状況については、別添資料1を参照）。

表 15 展示会及び見学会の開催状況

(単位：回、人)

施設名	展示会				見学会			
	開催回数		入場者数		開催回数		入場者数	
年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度
国立公文書館	7	8	9,997	9,868	40	33	285	297
宮内公文書館	1	1	1,988	3,865	1	0	1	0
外交史料館	4	3	582	767	21	20	142	79
北海道大学	4	5	11,525	73	6	6	22	34
東北大学	6	4	823	66	0	0	0	0
筑波大学	0	0	0	0	8	4	56	27
東京大学	1	1	不明	0	3	0	5	0
東京外国語大学	4	3	78,154	33,837	0	0	0	0
東京工業大学	1	1	105	98	0	0	0	0
東海国立大学機構	3	1	不明	不明	0	1	0	2
京都大学	4	4	11,663	6,289	2	1	5	8
大阪大学	2	1	823	不明	1	0	1	0
神戸大学	4	1	9,014	1,649	3	2	37	8
広島大学	2	1	不明	250	0	0	0	0
九州大学	2	1	3,834	0	3	0	16	0
日銀アーカイブ	3	3	59,988	48,372	0	0	0	0
合計	48	38	188,496	105,134	88	67	570	455

(注) 1 「東京大学」及び「広島大学」の展示会は、展示入場者数の集計を行っていないため、「不明」と記載している。

2 「東京外国語大学」の展示施設は、同大学の図書館入口に設置され、アーカイブ資料展示部分のみの集計が困難であることから、入場者数については図書館全体の合計数を記載している。また、同展示施設以外で開催された展示会については、アーカイブ資料展示部分のみの集計が困難であることから、入場者数に含めていない。

3 「東海国立大学機構」の展示会は、ウェブサイトの一部分としてオンライン展示したものであり、同展示会のみ視聴者数を集計することが困難であることから、「不明」と記載している。

4 「日銀アーカイブ」の展示会は、日本銀行金融研究所貨幣博物館等の施設において他の資料と併せて同行の展示として行われていることから、入場者数については、展示会全体の合計数を記載している。

(5) 特定歴史公文書等の貸出し

特定歴史公文書等ガイドラインでは、国立公文書館等以外の機関での展示会、イベント等に対して特定歴史公文書等を貸し出すことは、展示会の開催等と同様に、特定歴史公文書等の利用の促進を図るための重要な機会であるとしている。また、公共目的のある行事への積極的な対応のほか、地方公共団体をはじめとした団体への積極的な働きかけ、特定歴史公文書等の貸出の機会の増加に努めることも重要であるとしている（第3章第2節第24条(留意事項)）。

令和3年度の国立公文書館等における特定歴史公文書等の貸出件数は、表16のとおり、全体で405件となっており、その内訳をみると、独立行政法人等へ29件（7.2%）のほか、地方公共団体へ30件（7.4%）、民間その他の団体へ346件（85.4%）となっている。

表 16 特定歴史公文書等の貸出件数

(単位：件)

施設名	特定歴史公文書等の貸出件数					民間その他の団体
	国立公文書館等	国の機関	独立行政法人等	地方公共団体		
国立公文書館	33	0	0	10	23	0
宮内公文書館	4	0	0	0	4	0
外交史料館	3	0	0	0	3	0
北海道大学	0	0	0	0	0	0
東北大学	0	0	0	0	0	0
筑波大学	0	0	0	0	0	0
東京大学	18	0	0	18	0	0
東京外国語大学	0	0	0	0	0	0
東京工業大学	0	0	0	0	0	0
東海国立大学機構	342	0	0	0	0	342
京都大学	1	0	0	1	0	0
大阪大学	0	0	0	0	0	0
神戸大学	4	0	0	0	0	4
広島大学	0	0	0	0	0	0
九州大学	0	0	0	0	0	0
日銀アーカイブ	0	0	0	0	0	0
令和3年度合計	405	0	0	29	30	346
(割合)	100.0%	0.0%	0.0%	7.2%	7.4%	85.4%
令和2年度合計	286	0	1	26	25	234
(割合)	100.0%	0.0%	0.3%	9.1%	8.7%	81.8%

(注) 「割合」は、特定歴史公文書等の貸出件数に占める割合を表す。

(6) 原本の特別利用の状況

特定歴史公文書等ガイドラインでは、原本の利用を認めるとその保存に支障を生ずるおそれがある特定歴史公文書等について、例えば、原本の紙質、色合い、綴じの形式等を確認する場合等、原本を閲覧しなければ利用請求者の目的を達せられない場合には、特に慎重な取扱いを確保した上で原本を利用に供することができるとしている（第3章第2節第25条（留意事項））。

この原本の特別利用の状況をみると、表17のとおり、令和3年度には、国立公文書館で8件となっている。

なお、国立公文書館で原本の特別利用に供された特定歴史公文書等は、「朽木家古文書」、「康永公事日記」、「政所奉書」及び「大乘院寺社雑事記」である。

表 17 原本の特別利用の状況

(単位：件)

施設名	原本の特別利用の件数							
			文書又は図画		電磁的記録		その他	
年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度
国立公文書館	8	6	8	6	0	0	0	0
宮内公文書館	0	4	0	4	0	0	0	0
外交史料館	0	0	0	0	0	0	0	0
北海道大学	0	0	0	0	0	0	0	0
東北大学	0	0	0	0	0	0	0	0
筑波大学	0	1	0	1	0	0	0	0
東京大学	0	0	0	0	0	0	0	0
東京外国語大学	0	0	0	0	0	0	0	0
東京工業大学	0	0	0	0	0	0	0	0
東海国立大学機構	0	0	0	0	0	0	0	0
京都大学	0	0	0	0	0	0	0	0
大阪大学	0	0	0	0	0	0	0	0
神戸大学	0	0	0	0	0	0	0	0
広島大学	0	0	0	0	0	0	0	0
九州大学	0	0	0	0	0	0	0	0
日銀アーカイブ	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	8	11	8	11	0	0	0	0

(7) レファレンスの実施状況

特定歴史公文書等ガイドラインでは、特定歴史公文書等を効果的に利用に供するためには、利用者に対し、文書の検索を容易にする検索ツールの整備や充実したレファレンスを行うことが求められるとしている。レファレンスの具体的内容は、国立公文書館等の体制、所蔵資料の性格等により異なるものであるが、例えば、以下のようなものが考えられる（第3章第2節第26条（留意事項））。

- ① 特定歴史公文書等の利用に関する情報の提供
- ② 特定歴史公文書等の目録に関する情報の提供
- ③ 特定歴史公文書等の検索方法に関する情報の提供
- ④ 特定歴史公文書等に関する参考文献
- ⑤ 他の公文書館等に関する情報の提供

令和3年度において、国立公文書館等では、上述の具体的内容に該当するレファレンスが行われているほか、その他の情報の提供として、例えば、大学の歴史に関する情報などが提供された。

9 特定歴史公文書等の廃棄の状況

国立公文書館等の長は、特定歴史公文書等について、永久に保存しなければならないとされている（公文書管理法第15条第1項）。ただし、時の経過による紙の劣化等が進み、判読も修復も不可能になり、資料としての価値が全く見

いだせなくなる場合が想定される。こうした場合には、国立公文書館等の長は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得て、当該文書を廃棄することができる（公文書管理法第 25 条）。

令和 3 年度において、国立公文書館等では、特定歴史公文書等を廃棄しなければならない事態は生じなかった。

10 研修及び講師派遣の状況

国立公文書館は、行政機関及び独立行政法人等の職員に対し、歴史公文書等の適切な保存及び移管を確保するために必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修を行うものとされている（公文書管理法第 32 条第 2 項）。

加えて、特定歴史公文書等ガイドラインにおいて、国立公文書館等は、その職員が歴史公文書等を適切に保存し利用に供するための知見を確実に身に付けられるような研修の機会を与えるものとし、必要に応じて、その研修を行うこともできるとされている。また、移管元機関の職員に対しても歴史公文書等の適切な保存及び移管を確保するために必要な研修の機会を与えるものとし、必要に応じて、その研修を実施することもできるとされている（第 5 章第 30 条）。

これらに基づき、国立公文書館等では、表 18 のとおり、令和 3 年度中に 57 回の研修を実施しており、これらの研修には、各関係機関から 9,758 人が参加している。

また、国立公文書館等においては、研修の実施のみならず、関係機関からの要望に応じて、各種会合等に講師を派遣し、歴史公文書等に対する理解を深めるための取組を行っており、表 19 のとおり、令和 3 年度中は計 31 回の講師派遣が行われている。

表 18 研修の実施回数及び参加者数

(単位：回、人)

施設名	研修の総実施回数											
	総参加者数	国立公文書館等の職員に対する研修		行政機関の職員に対する研修		独立行政法人等の職員に対する研修		地方公共団体の職員に対する研修		民間団体その他の者への研修		
		実施回数	参加者数	実施回数	参加者数	実施回数	参加者数	実施回数	参加者数	実施回数	参加者数	
国立公文書館	13	4,528	1	37	7	3,472	3	837	2	182	0	0
宮内公文書館	3	87	1	2	2	85	0	0	0	0	0	0
外交史料館	6	14	6	14	0	0	0	0	0	0	0	0
北海道大学	1	4	1	4	0	0	0	0	0	0	0	0
東北大学	1	94	0	0	0	0	1	94	0	0	0	0
筑波大学	10	40	10	40	0	0	0	0	0	0	0	0
東京大学	1	91	0	0	0	0	1	91	0	0	0	0
東京外国語大学	1	246	0	0	0	0	1	246	0	0	0	0
東京工業大学	1	82	0	0	0	0	1	82	0	0	0	0
東海国立大学機構	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
京都大学	3	78	0	0	0	0	3	78	0	0	0	0
大阪大学	2	3,934	0	0	0	0	2	3,934	0	0	0	0
神戸大学	3	168	2	7	0	0	1	161	0	0	0	0
広島大学	2	226	0	0	0	0	2	226	0	0	0	0
九州大学	1	40	0	0	0	0	1	40	0	0	0	0
日銀アーカイブ	9	126	8	94	0	0	1	32	0	0	0	0
令和3年度合計	57	9,758	29	198	9	3,557	17	5,821	2	182	0	0
(割合)	100.0%	—	50.9%	—	15.8%	—	29.8%	—	3.5%	—	0.0%	—
令和2年度合計	53	6,312	28	137	9	1,316	14	4,763	2	96	0	0
(割合)	100.0%	—	52.8%	—	17.0%	—	26.4%	—	3.8%	—	0.0%	—

(注) 「割合」は、研修の総実施回数に占める割合を表す。

表 19 講師派遣の実施回数

(単位：回)

施設名	講師派遣の総実施回数					
	国立公文書館等への講師派遣	行政機関への講師派遣	独立行政法人等への講師派遣	地方公共団体への講師派遣	民間団体への講師派遣	
国立公文書館	19	0	8	1	2	8
宮内公文書館	2	0	0	0	0	2
外交史料館	0	0	0	0	0	0
北海道大学	0	0	0	0	0	0
東北大学	0	0	0	0	0	0
筑波大学	0	0	0	0	0	0
東京大学	4	2	0	1	0	1
東京外国語大学	0	0	0	0	0	0
東京工業大学	0	0	0	0	0	0
東海国立大学機構	0	0	0	0	0	0
京都大学	1	0	0	1	0	0
大阪大学	0	0	0	0	0	0
神戸大学	2	1	0	1	0	0
広島大学	0	0	0	0	0	0
九州大学	3	0	0	3	0	0
日銀アーカイブ	0	0	0	0	0	0
令和3年度	31	3	8	7	2	11
(割合)	100.0%	9.7%	25.8%	22.6%	6.5%	35.5%
令和2年度	33	4	10	7	3	9
(割合)	100.0%	12.1%	30.3%	21.2%	9.1%	27.3%

(注) 「割合」は、講師派遣の総実施回数に占める割合を表す。

11 その他の取組状況

国立公文書館等においては、それぞれ特定歴史公文書等の適切な保存及び利用を確保するために、様々な措置が講じられているところであるが、令和3年度中には、以下のような取組が行われている。

<特定歴史公文書等の保存>

- ・ 移管受入れをしたM0のバックアップデータの長期保存DVD-Rへの格納を行った（日銀アーカイブ）。
- ・ アーカイブが所蔵している最古の国債の保存措置を実施した（日銀アーカイブ）。

<利用の促進等>

- ・ 明治天皇の御手許に報告・献上された資料群「明治天皇御手許書類」を始めとした、明治期の所蔵資料のデジタル・アーカイブ化を進めるべく、5か年計画の第四年度として、約900件の撮影を行った（宮内公文書館）。
- ・ 大学の授業「近代日本のなかの東京外国語大学」を主催し、受講者に文書館の所蔵する歴史資料の紹介を交え講義を行った（東京外国語大学）。

<その他>

- ・ 大学史編纂事業(150周年事業)の実施に伴い、本学関係資料群の調査・収集を進め、学内に残された関係文書の調査を進めた（東京外国語大学）。
- ・ 館員が監査担当者の指名を受け、監査室、財務・総務室総務グループとともに内部監査に同行し、法人文書管理に関する状況監査を実施した（平成26年度以降継続）（広島大学）。
- ・ 一般からの利用請求への対応において、利用者が手数料の払込証明書をアーカイブに提出する手続を廃止した（日銀アーカイブ）。

資料1 展示会の開催状況

国立公文書館等	番号	展示会のタイトル	開催期間	備考
国立公文書館	1	「日本のあゆみ」	R3. 4. 1～R4. 3. 31 ※R3. 5. 24～R3. 6. 2の期間は臨時休館により開催せず（新型コロナウイルス感染症の発生状況に伴う緊急事態宣言による臨時休館）	
	2	令和3年春の特別展「1964 高度成長と東京オリンピックの時代」	R3. 4. 10～R3. 4. 24 ※R3. 4. 25～R3. 5. 23の期間は臨時休館により開催せず（新型コロナウイルス感染症の発生状況に伴う緊急事態宣言による臨時休館）	当初予定：R3. 4. 10～R3. 5. 23
	3	国立公文書館開館50周年記念 公文書管理法施行10周年記念連続企画展①「文書管理の歴史を紐解くー古代～近世の文書の管理・保存・利用ー」	R3. 6. 26～R3. 8. 29	
	4	国立公文書館開館50周年記念 公文書管理法施行10周年記念連続企画展②「おしゃべりな本たちー謎解き！紙と文字から探る内閣文庫ー」	R3. 9. 25～R3. 11. 28	
	5	国立公文書館開館50周年記念 公文書管理法施行10周年記念連続企画展③「近現代の文書管理の歴史ー記録を守る、未来に活かす。ー」	R4. 1. 15～R4. 3. 13	
	6	館外展「国立公文書館所蔵資料展 近代日本のあゆみと三豊」	R4. 1. 22～R4. 2. 27	パネル展示
	7	デジタル展示「江戸の花だより」	R4. 1. 17～	令和3年度新規公開コンテンツ
	8	つくば分館常設展	R3. 4. 1～R4. 3. 31 ※R3. 8. 20～R3. 9. 17の期間は臨時休館により開催せず（新型コロナウイルス感染症の発生状況に伴う茨城県非常事態宣言による臨時休館）	
	9	つくば分館 翼の軌跡ー公文書で辿る日本の航空史ー	R3. 4. 5～R3. 4. 16	
	10	つくば分館 たべものがたりーグルメな古典文学ー	R3. 7. 20～R3. 8. 19 ※R3. 8. 20～R3. 8. 31の期間は臨時休館により開催せず（新型コロナウイルス感染症の発生状況に伴う茨城県非常事態宣言による臨時休館）	当初予定：R3. 7. 20～R3. 8. 31
宮内公文書館	1	「鞍上にて駆ける近代 御料馬・主馬寮・天覧競馬」	R3. 9. 11～R3. 11. 21 ※新型コロナウイルス感染症対策のため、開催会場である馬の博物館の休館があり、R3. 10. 1～R3. 11. 21に変更	公益財団法人馬事文化財団との共催展
外交史料館	1	常設展示	通年	令和3年4月26日～6月27日、7月12日～10月8日の期間は臨時休館
	2	特別展示「外交史料館五十年」	R3. 4. 15～R3. 7. 9	令和3年4月26日～令和3年6月27日の期間は臨時休館
	3	特別展示「外交史料にみるオリンピック」	R3. 10. 11～R4. 1. 26	
	4	特別展示「外交史料館五十年」（再展示）	R4. 2. 3～R4. 5. 25	
北海道大学	1	常設展示「北大生の群像——北大150年の主人公たち」・「新渡戸稲造と遠友夜学校」	常時※	※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、事前予約で臨時対応・公開
	2	オンライン展示「写真でたどる北大キャンパスの移り変わり1940's-1960's」	R3. 9. 24～	
	3	常設展示「北海道大学沿革史展示」	常時	・会場（北海道大学百年記念会館） ・入場者不集計
	4	企画展示「「宮澤・レーン事件」30周年特別展」	R3. 12. 4～R4. 1. 30	・会場・共催（北海道大学総合博物館）
東北大学	1	歴史の中の東北大学	R3. 10. 25～R4. 3. 31	常設展示
	2	魯迅記念展示室	R3. 10. 25～R4. 3. 31	常設展示
	3	階段教室展示ルーム	R3. 11. 18～R4. 3. 31	常設展示
	4	新入生歓迎展示「川内歴史さんぽー縄文・仙台城、そして東北大へー」	R3. 3. 30～R3. 5. 10	前年度からの継続
	5	仙台市戦災復興記念館 戦災復興展	R3. 7. 3～R3. 7. 31	企画展示
	6	センター3施設合同企画展示「大學さんぽのススメ2」	R3. 10. 11～R3. 11. 5	企画展示

国立公文書館等	番号	展示会のタイトル	開催期間	備考
東京大学	1	東京大学附属図書館第15回柏図書館企画展示「図面と資料から見る東京大学キャンパスの系譜（続）」	R3. 4. 5～R4. 3. 31	無人パネル展示のため観覧者数不明
東京外国語大学	1	学内競漕大会の歴史	R3. 4. 22～R3. 7. 21	入場者数不明
	2	1964年東京オリンピックと外語の学生たち	R3. 7. 21～R3. 11. 18	入場者数不明
	3	東京外国語大学における言語教育の歴史	R3. 11. 18～R3. 5. 12	入場者数不明
	4	東京外国語大学の歩み	R3. 4. 1～R4. 3. 31	入場者数不明、常設展示
東京工業大学	1	田町キャンパスの歴史と土地活用	R4. 2. 1～R4. 2. 28	
東海国立大学機構	1	創基150周年記念企画（1）「パネル展：創基から官立大学へ」	R3. 10. 16	第17回名古屋大学ホームカミングデーでのオンライン企画展示
	2	創基150周年記念企画（2）「ムービー：鶴舞キャンパスの変遷」	R3. 10. 16	
	3	「スライドショー：写真で見るあの頃の名大」	R3. 10. 16	
京都大学	1	京都大学の歴史	R3. 4. 1～R4. 3. 31	常設展。本学の創立から近年までの間の歴史的資料を8つのテーマに区分して展示した。
	2	第三高等学校の歴史	R3. 4. 1～R4. 3. 31	常設展。第三高等学校の歴史に関する歴史的資料を3つのテーマに区分して展示した。
	3	京大の80's	R3. 8. 3～R4. 10. 31	学内資料や写真を使って、京都大学の1980年代を振り返る展示を行った。
	4	京大図書館の起源一知の集積地としてー	R3. 11. 2～R4. 1. 16	学内資料等を使って、附属図書館の草創期を辿った。
大阪大学	1	大学創立周年記念展「街に生きる学問ー学都大阪の礎・つなぎあう想いー」	R3. 6. 3～R3. 8. 10	総合学術博物館と共催
	2	「大阪と北摂の過去と現在をつなぐ記録と記憶」	R4. 2. 1～R4. 2. 13	大阪大学アーカイブズ・大阪府内自治体「公文書管理と保存」連絡会議主催
神戸大学	1	くらしにみる昭和の時代 兵庫展	R3. 10. 7～R3. 10. 17	主催：昭和館 共催：当室 会場：兵庫県立美術館 ギャラリー
	2	常設展「神戸大学史展ー創立1902（明治35）年から現代までー」	通年 （展示替、特別展開催時を除く） （コロナ禍等のため休止：R3. 4. 26～R3. 6. 20、R3. 8. 20～R3. 11. 28）	会場：神戸大学百年記念館1階展示ホール
	3	特別展「大正時代の神戸大学ー100年前の学生たちの青春譜ー」	R3. 10. 28～R3. 11. 19	会場：神戸大学百年記念館1階展示ホール
	4	巡回展「大正時代の神戸大学ー100年前の学生たちの青春譜ー パネル展」	R3. 12. 1～R4. 1. 31 （R3. 12. 23～R4. 1. 16を除く）	会場：神戸大学海事博物館
広島大学	1	オブジェ「あの日」展示	R3. 8. 6	広島原爆記念日の特別展示（広島師範学校被爆建物廃材を利用したオブジェ）（会場：地域・国際交流プラザ（中央図書館1F））
	2	広島大学の歴史	R3. 11. 6	第15回ホームカミングデーにおける広島大学の歴史展（会場：サタケメモリアルホールロビー）
九州大学	1	常設展 九州大学の歴史	R3. 5～実施中	
	2	武谷椋亭生誕200年記念 大阪大学・九州大学巡回展「緒方洪庵と武谷椋亭」電子展示	R4. 1～R4. 6	
日銀アーカイブ	1	日本銀行本店の店内見学ルートにおける常設展示	R3. 4. 1～R4. 3. 31	
	2	日本銀行金融研究所貨幣博物館における常設展示	R3. 4. 1～R4. 3. 31	
	3	日本銀行旧小樽支店金融資料館における常設展示	R3. 4. 1～R4. 3. 31	